

令和8年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会議事録

1. 開催日時：令和8年7月29日（水）15時00分から15時55分まで
2. 開催場所：松戸市役所 新館7階 大会議室
3. 出席委員：委員 長濱 和代
委員 大越 徹朗
委員 恩田 忠治
委員 渋谷 寛之
委員 田中 孝
委員 杉下 友矩
委員 小北 真弓
委員 小倉 慎一
4. 傍聴者：2名
5. 出席職員：市民安全課長 栗田 友樹
参事補 篠澤 和貴
課長補佐 山口 能弘
主幹 高崎 優香
主事 小野 恵太
主事 内藤 恵介
廃棄物対策課長 富樫 光晴
課長補佐 細野 善二郎
健康医療部技監 川鍋 愛美
健康推進課長 村岡 恵
健康医療政策課長補佐 直井 和子
建設総務課長 若林 研司
道路維持課長 梅原 昌宏

6. 議事

（事務局）

只今より「令和8年度 第1回松戸市安全・快適まちづくり協議会」を開催いたします。

協議会を開催するにあたり、協議会の委員であります佐藤委員、戸田委員、武藤委員、内山委員につきましては、事前に欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。また、市民公募委員として本協議会にご参加くださ

っていた秋山委員ですが、ご本人から委員退任のお申し出がありましたので併せてご報告いたします。

なお、本協議会開催にあたり、市の関係部署として、環境部、健康医療部、建設部の職員も協議会に参加させていただきますことを申し添えます。

(事務局)

続きまして、配布させていただきました会議資料につきまして、確認させていただきます。

1. 協議会の協議資料（ホチキス止めのもの）
こちらは、事前に配布した資料となっております。
2. 条例関係書類（松戸市安全で快適なまちづくり条例・施行規則・協議会運営規則）
3. 松戸市安全・快適まちづくり協議会名簿

配布資料について、過不足等ございましたら事務局までお声かけください。

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思います。議長につきましては、規則第4条第1項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

(恩田会長)

本日の出席者は8名ですので、規則第4条第2項の規定により、本会は成立いたしますことをご報告いたします。事務局にお尋ねしますが、本日の協議会にあたり、傍聴を希望する方はおられますか。

(事務局)

傍聴希望者は2名でございます。

(恩田会長)

規則第5条の規定に基づき、本日の協議会は、公開となっております。
傍聴希望者2名につきましては、許可いたしますが、ご異議ございませんか。

(委員一同)

異議なし。

-傍聴者入室-

(恩田会長)

会議を傍聴される方に、ご注意申し上げます。

傍聴受付の際、ご覧いただきました、傍聴要領に記載されている事項について注意いただき、会議が円滑に進むよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づき、議事にはいります。次第の2、協議・報告事項（1）松戸駅西口付近における指定喫煙所について、事務局の説明を求めます。

（事務局）

それでは、『松戸駅西口付近における指定喫煙所の設置について』説明させていただきます。今年度、市において松戸駅西口付近に新規の指定喫煙所の設置を予定しています。喫煙所については本協議会でこれまでも多くのご意見を頂戴してきた経緯がございますことから、今回の設置に関する報告に併せて、委員の皆様からのご見解をお伺いしたく存じます。

はじめに、松戸駅における『過去の指定喫煙所設置及び撤去の経緯』について説明いたします。資料の1ページをご覧ください。松戸駅の喫煙所は、平成10年に『松戸市空き缶などの散乱防止市民会議』からの提案を受け、ポイ捨て防止の観点から東西デッキ上に6か所の灰皿を設置することから始まりしました。なお、平成14年には健康増進法が公布され、受動喫煙防止が努力義務として明文化されます。そして、平成16年には『松戸市安全で快適なまちづくり条例』の施行に合わせ、松戸駅周辺を重点推進地区に指定しまして、6箇所にあった灰皿を3箇所に集約し、そこを指定喫煙所といたしました。

その後、東京オリンピックの影響など、時代の変化により、喫煙所周辺の煙に対する苦情数が増加していきます。この状況を受けて、まずは3箇所のうちの2箇所の喫煙所を撤去。残りの1箇所についても喫煙所の移設を検討することになりました。しかし、駅周辺において受動喫煙の被害が少ない適当な場所を用意することは困難であり、検討期間中にも被害は拡大するばかりであるため、まずは、撤去を優先し、今後も候補地の選定を継続していくとの見解を本協議会で共有し、全会一致の賛同を得た経緯がございます。なお、平成29年11月10日付、協議会からの意見書の抜粋を資料の中段黒枠に記載しております。本意見書を踏まえ、平成30年7月31日に松戸駅周辺の指定喫煙所は完全撤去され、現在に至っております。

続きまして、資料の2ページ『今回新たに設置する喫煙所の概要』についてご説明いたします。

今回、新規設置の検討を開始しました契機としまして、総務省から発出されました通知と新千葉県たばこ商業協同組合連合会、千葉県飲食業生活衛生同業

組合の連名による意見書がございます。それぞれを要約しますと、地方たばこ税の活用も含めて、分煙施設の整備を積極的に進めることを推奨するものとなっています。通知や意見書、また、吸い殻のポイ捨てに関する苦情が増えていることなどを勘案しまして、喫煙所の再設置について庁内で検討を進めてきたところでございます。

そして、この度、喫煙所寄付の申し出がありましたことから、『設置の目的』に記載のとおり、路上喫煙・吸い殻のポイ捨て・受動喫煙の対策に寄与するものと考え、5年間の路上喫煙対策環境整備期間として喫煙所の設置を行う運びとなりました。

続きまして、具体的な設置内容についてですが、現在考えております候補地は、航空写真の赤丸付近の西口デッキ上となっています。歩行者動線への影響や、利用者の利便性や安全性を考慮して候補地を選定しております。また、形状につきまして、詳細はこれから協議を進めますが、右下の設置イメージのような約22㎡、高さ2～3m程度の屋根のないパーテーション型になる予定です。

3ページをご覧ください。設置に関する主な効果は記載のとおりとなっております。受動喫煙防止や吸い殻のポイ捨ての減少が見込め、喫煙者のマナー向上により、駅周辺全体のイメージアップにもつながることを期待しています。

次に（３）松戸駅周辺の喫煙所についてですが、現在設置してある喫煙所のうち、喫煙を許可している飲食店を除いた単独の喫煙所を参考に掲載いたしました。現在松戸駅周辺には4か所の単独喫煙所がございまして、写真のとおり、商業施設内の喫煙専用室となっております。

続きまして、資料の4ページ、『近隣市の喫煙所設置状況』をご覧ください。千葉市、船橋市については現時点で1基ずつ市内に指定喫煙所がございまして、それぞれ寄付により設置したパーテーション型の喫煙所となっています。2年間の実証期間を経て、その後も継続して設置している状況です。柏市、市川市においては、現在指定喫煙所はございません。また、浦安市では重点区域内の過料徴収をしておりますが、一方で3箇所のパーテーション型の喫煙所を駅前に設置しております。

続いて、（５）『過料処分者の推移』をご覧ください。上の折れ線グラフが市内全域の合計処分数となりまして、そのうち松戸駅東口の処分数が青の棒グラフ、西口の処分数が赤の棒グラフとなっています。平成30年度に喫煙所を撤去してから撤去地点を重点的に取り締まった結果、平成31年度から処分数が増加した経緯がございます。

5ページをご覧ください。（６）たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等についてご説明いたします。なお、記載の件数については市民安全課で受けた苦

情・要望数を集約したものとなっています。

平成30年度の喫煙所撤去前までは、松戸駅・新松戸駅の喫煙所に関する苦情が多くありましたが、撤去後はその数が減少した経緯がございます。また、撤去後に喫煙所を再設置する要望が平成30年度には8件ほどありましたが、近年は年1～2件ほどとなっています。

下のグラフは地区別の集計結果となっています。喫煙所撤去前については松戸、新松戸駅周辺に関する苦情・要望が多数あり、撤去後に件数は減少しましたが、近年はまた増加傾向になっています。また、その他の件数については、主に重点推進地区外の各駅周辺における苦情や、コンビニなど民地における苦情を集計したものとなっています。

資料の6ページをご覧ください。最後になりますが、今後の予定について説明させていただきます。本日の協議会で頂戴した皆様からのご意見を取りまとめ、意見書を市長へ提出する予定です。併せて皆様のご意見も踏まえて、設置に向けた協議を進めてまいります。その協議状況にもよりませんが、10月頃に設置工事に着手することを予定しています。12月の喫煙所完成に向けて、11月～12月にかけて、ホームページ等で喫煙所の設置に関する周知啓発を行い、12月下旬頃から喫煙所利用開始を計画しております。

以上、喫煙所設置に関する説明となります。設置に対して皆様から忌憚のないご意見を頂戴しまして、駅前の環境改善に向けたより良い喫煙所の設置に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

喫煙者・非喫煙者の意見がそれぞれあるのは当然だと思います。以前喫煙所を設置していた場所は人通りが多かったり、毎日通行する方がいるような場所であったこと、そして灰皿のみの設置で風向きによって煙がいろいろな方向に拡散していた場所でありました。

しかし、今回設置を検討されている場所は、比較的人通りが少ない場所であり、恐らく9割以上の方が西口エスカレーターから移動されています。そう考えると設置したことにより煙が気になる方は避けると思われますし回避する場所もあります。そして人通りも大変少ない場所であると考えているため設置することは賛成です。

全く吸える場所がないと条例違反をせざるを得ないような逆効果も発生して

しますし、2024年位の統計で喫煙者が15%程いますが、どこの駅や新幹線などでも吸えない場所が増えているという現状があります。また、私は喫煙者ですが、喫煙所を利用しようとしても人が多く、場所によっては外に人が溢れて周りにも喫煙者がいる状況にあり、それだけの喫煙者がいるのであれば分煙を進めるうえでも賛成です。

(委員)

警察の立場から喫煙所の設置に関して、賛否を言うことができません。しかし、仮に設置となった場合に警察として、何ができるのかというところですが不法投棄などが取り締まりの対象になってくると考えています。

市の条例によれば、行政罰となるのでこの市条例を直接適用して警察で何か取り締まりをするのは少し認識が異なるかと思います。しかし、廃棄物処理法や千葉県の迷惑防止条例があり、たばこの袋を嫌がらせのように放置したものを通報に基づいて対応していくことは可能かと思います。また、環境美化に関しては、警察としても賛同するところです。

環境美化に関わる条例として、例えば屋外広告物条例違反などがありますが、環境美化は子どもたちの育成的なところにも関わってきますので、そういうところで警察としてバックアップしていければよろしいかと考えております。

(委員)

①東口ではなく、西口に喫煙所を設置する理由をお聞かせいただきたいと思います。

②パーテーションについて、教育的な配慮より外からパーテーション内を見えないようにするのが良いと考えておりますが、今後喫煙所を設置する際にどのようなパーテーションを設置するのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

①まず、西口に設置することに関しましては、松戸駅の利用者数を考えますと、喫煙所の利用者数も多いと想定されます。そのために、少なくとも20平米～30平米くらいの規模でなければ喫煙所から人が漏れ出し、周辺での受動喫煙の被害が懸念されます。20平米～30平米ほどの敷地を用意することは、東口での対応が現状困難であったため西口に設置する方向となりました。また、歩行者の動線や受動喫煙を鑑みてデッキ上端に設置することを検討しております。

②パーテーションの仕様の件につきましては、これから内部で協議を進めていくためどのような形になるかは未定ではありますが、内部で共有させていた

だき、子どもたちなどに悪影響を及ぼさないようななるべく目立ちにくい形式にすることを検討してまいります。

（委員）

もう一つお伺いしたいのですが、現在の条例だけでは、法的拘束力は持ちづらいところもあるため、この条例がもっと強力な規制、もしくは少し緩和するなど今後条例改正について何かお考えなどあるのでしょうか？

（事務局）

①条例改正につきましては、現段階では考えておりません。条例上ですと直接罰として過料1万円以下と定められています。しかし実際には近隣市町村の状況に合わせて2,000円という過料徴収という扱いとしております。2,000円という金額をもう少し引き上げてほしいなどの意見を頂くこともありますが、金額を引き上げすぎることにより、逆に過料が支払われず不良債権を抱えてしまう問題もあるため、現在は近隣市町村の状況を踏まえて、2,000円で運用しております。今回の喫煙所設置により、条例を厳しくしていくことは考えておりませんが、喫煙所周辺の取り締まりを今後進めていく必要があると考えております。

（委員）

若い人たちは、喫煙が健康に悪いことをよく認識しており喫煙人口は今後、減少傾向にあると思っております。しかし、電子タバコなど、他の形で一服することもありますので、喫煙について市民の意識の変化もリサーチしながら松戸らしい条例・松戸らしい喫煙所とは何かをご議論いただければと思います。

（委員）

金町駅を利用した際にパーテーション型の喫煙所が設置されていました。高さも3メートル程だったかと思いますが、臭いなどは風向きのせいか全く気になりませんでした。事務局から八柱駅は喫煙所撤去によりポイ捨てなどが減ったと聞きましたが、私は逆に撤去したことにより、駐車場などで吸い殻のポイ捨てが増加していると直接聞きました。また、小金原地区でも商店街などのベンチでタバコを吸っている人をかなり見かけるため、そういった地域にも今後喫煙所を設けていただければと思います。

（委員）

パーテーションの高さは3メートル程とのことですが、どの程度の効果があ

るのでしょうか？

（事務局）

今検討しているパーティションの高さは2～3メートル程度ということで、3メートルになるかはこれから協議していきます。

こちらの基準といいますのが、平成30年に望まない受動喫煙を減らすことを目的として厚労省が出した『屋外分煙施設の技術的な留意事項』という通知によります。厚労省の出している基準によりますと、高さが2メートルから3メートル程度が必要だということになっておりますのでそちらを基準に設置することを考えております。

（委員）

設置場所についてですが、イベント開催時などは、赤印の上部分を舞台にして開催することが多いため喫煙所との距離が近いという不安は残ります。

あと、先ほど喫煙所の中は見えない方がよいという意見がありましたが、中が見えないと犯罪が起きそうなため、私は中が見えたほうがよいと思いました。

（委員）

皆様には、喫煙所について長年にわたりご協議いただけてきたところでございます。

オリンピックを契機としまして喫煙に対する批判的な声が多くなったことや世界が日本に目をむけたという観点から喫煙所の完全撤去という方向に動いてきた経緯があったかと思います。

健康増進法においては、その中で分煙環境の整備というところを一緒に考えていきたいという運用もございます。また今までの10年の経過の中で喫煙者のマナーがある程度向上してきたと個人的には思います。

まちづくりを進めていく上で市民の方の協力・理解が一番大切なところであるので、完全に排除するという選択が100%正しいわけではないと感じるところがあります。

皆様の意識の変化や他自治体の設置の経過を踏まえて、このタイミングで環境を整備し、こういった効果が現れるのかを見ていくのも戦略としてあってよいのではと思います。

（委員）

環境部では年1回、各種団体にご賛同をいただき、約100名～200名くらいでポイ捨てウォッチングを実施しております。

平成30年度から前年度のタバコの吸い殻本数を比較すると東口・西口で減っている現状がありますが、大幅に減っているのではなく短時間であっても2000本近くのタバコの吸い殻があり、月換算すると何万本となります。

そういった中で隠れて吸っている方々もあり、ビルの隙間や駐車場など吸い殻が散乱している状況を誰しも見かけたことがあるかと思います。

喫煙所を設置する5年間の中でも毎年10月頃にポイ捨てウォッチングを実施し、設置の成果を確認していければと考えております。

(恩田会長)

最後に本日欠席されている方々からのご意見を頂戴していると聞いておりますので事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

お預かりしているご意見につきまして事務局で代読させていただきます。

-1人目-

【設置の賛否について】

今回の松戸駅西口付近における指定喫煙所の設置につきましては、設置後の効果検証や継続的な見直しを前提として設置に賛成いたします。

【指定喫煙所の設置必要性について】

平成30年に駅前の喫煙所を撤去したことにより、望まない受動喫煙に関する苦情は減少した一方で、路上喫煙や歩き煙草、吸い殻のポイ捨てに関する苦情もあるようですので、喫煙者・非喫煙者双方に配慮した環境整備が必要であると考えます。

【指定喫煙所の設置目的と意義について】

今回の設置目的は、喫煙を推奨するものではなく、路上喫煙・ポイ捨て・望まない受動喫煙の防止を目的とした運営環境の整備であり安全で快適な駅前環境を実現するための一つの方策になると思います。また近隣自治体でも同様の指定喫煙所を整備している事例があることから松戸市においても実証的な取り組みとして検討する意義はあると考えます。

【設置後の検証体制について】

一方で、設置後は設置して終わりではなく、その効果を客観的に検証することが重要だと思います。具体的には、路上喫煙やポイ捨て、受動喫煙に関する苦情件数や過料処分件数の推移、利用状況などを継続的に把握・公表し、期待した効果が得られているかを検証していただきたいと思います。また、周辺住民や駅利用者からの意見を定期的に把握し、必要に応じて運営方法や設置場所の見直しを行うなど、柔軟な対応も求められると考えます。

【総合的な路上喫煙対策の推進について】

喫煙所の整備だけでは課題は解決しません。路上喫煙禁止区域であることの周知、マナー啓発、巡回指導を継続し、喫煙者・非喫煙者の双方が安心して利用できる駅前空間の形成を進めていただくことが重要です。以上となります。

-2人目-

下記の理由により喫煙所の設置は反対します。

1. 以前、常磐線沿線各駅を調査すると、ゴミ箱や喫煙所は少なくなる傾向が見られ、下記の理由で撤去をお願いした。

1. 喫煙所を見ると、灰皿周りには吸い殻が山となっていて、灰が散乱していた。

1. しかも、吸い殻以外のゴミが散乱していた。

1. 松戸駅東口の喫煙所では、近隣から煙と匂いのクレームがあり、撤去した。

1. 喫煙所に入りきれなくなった人が近くにポイ捨てをするようになった。

1. 喫煙所に当たり前のように入るが、その前から歩きタバコの姿が見られた。

1. パーテーションを設置する費用でポケット灰皿を配布したらいかがでしょうか。

1. 喫煙所周りの掃除は誰がするのか。費用がかかります。

1. もっと注意喚起の標示を増やしたら、ポイ捨てが減少するのではないか。

1. 健康被害が喫煙所周りで増える。受動喫煙の関係。

1. タバコ税収入で健康都市まつどの事業展開をする以上、苦勞しながら撤去したものをなぜ逆戻りするのか？真剣に検討いただきたい。

以上でございます。

なお、他の委員からは特段ご意見はないということを伺っておりますことを併せて報告いたします。

(恩田会長)

ご出席の委員、並びに欠席されている委員からの内容をお聞きしました。再度皆様から、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

今回、喫煙所を復活させたという主たる理由、また、反対のご意見に対するお考えをお伺いしたいと思います。

(事務局)

喫煙所設置の目的につきましては、資料記載のとおりでございますが、路上喫煙、吸い殻のポイ捨て、受動喫煙対策という総合的な観点から喫煙所を設置することを検討しております。

ご意見のとおり、以前の喫煙所はパーテーションがなく、灰皿のみで受動喫煙の配慮がなかったことや灰皿周りでの吸い殻の散乱が見られました。しかし、今回の喫煙所については、パーテーションを設置し受動喫煙対策を強化することに加え、喫煙所付近の巡回強化や啓発物の設置などにより対策してまいります。

また、路上において実際に月々何万本以上の吸い殻が廃棄されているとありましたが、喫煙所を設置することにより吸い殻が集約されればと考えれば、喫煙所の環境整備に力を入れることを前提に、ポイ捨て対策としては効果を期待できるのではないかと考えております。

(委員)

ご意見に対する回答を伺ったところですが、設置前と後の実験データをどうやって取り、それがどのように改善されていくのかということにも大変期待をしたいなと思います。また、反対意見として費用も結構かかるのではないかとありました。喫煙所を設置するものによってもコストは変わってくるかと思いますが、どのようなものでどのくらいコストがかかるのか理由を含めて教えていただければと思います。

(建設部)

まず、パーテーションについて、協議はまだできていませんが、JTによる寄付のため費用はかかりません。清掃費用につきましては、現在も東西デッキ上とデッキ下で毎日行っている清掃業務委託で対応いたします。路上喫煙や吸い殻のポイ捨てが喫煙所を設置したことにより置き換えができ、費用が抑えられればと考えております。

(委員)

反対意見に対してですが、今までの方向性だと苦情が来て排除していくといった大多数の意見がとられていました。

男性が25%位・女性が6%位で全体の15%位の喫煙者がいますので、その人たちにも当然主張する権利があります。

バランスか排除を選ぶのかの選択になるかと思います。排除を選ぶと喫煙できる場所がないので、副作用的に路上で吸ってしまうなどの弊害が問題とし

て起きると思います。喫煙者はこの先減少傾向になると思いますので、利用者が少なくなれば撤去も視野に入ると思いますが、今のバランスからするとあまりにも排除しすぎているのではないかというのが私の感想です。

そういった意味では、喫煙所を設置した後どうなるか様子を見ながら少しでもバランスを保っていくのがよいのではないかと思います。

（恩田会長）

それでは、反対されている方も中にはいますが、設置という方向で意見書を取りまとめ最終的な字句の調整は議長と事務局に一任いただく形でよろしいでしょうか？

（委員一同）

異議なし。

（恩田会長）

ありがとうございます。異議なしとのことなのでそのような形で進めさせていただければと思います。

以上で、予定していました議事を終了いたします。これで議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（事務局）

以上をもちまして、令和8年度第1回松戸市安全・快適まちづくり協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。